

vol.44-7 (通算 496 号)

2014年10月号

やどかり

2014年10月15日発行
(毎月1回15日発行)
1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝
〒337-0043
さいたま市見沼区中川 562
TEL 048-686-0494
FAX 048-686-9812
定価 50円(含会費)

暮らす地域によって異なる所得保障

～障害年金不支給判定の地域間格差の実態が明らかに～

2014年8月24日、日本年金機構は共同通信の取材に対し、障害基礎年金の支給・不支給に関するデータを初めて開示した。そのデータからは、障害基礎年金の請求に対する支給・不支給の判定結果に都道府県間でばらつきがあり、不支給の割合に最大約6倍もの差があることが明らかになった。

これは障害者権利条約が謳う「法の下での平等」に反する可能性もある。年金を受給する権利は、本来どこに住んでいても平等に保障されなければならないが、地域によっては4人に1人が年金請求の結果、不支給となっている。年金を受給できるはずの障害のある人が多数、受給できていない可能性がある。

障害認定基準は定められているものの、審査にあたる医師(認定医)によって障害の重さの判断が分かれることや、年金機構の出先機関ごとの取り扱いの不統一が原因とみられている。

やどかりの里が活動する埼玉県においては、不支給の割合が16.3%と全国で5番目に高い。更には、2010年度に比べて2012年度は不支給率が約2倍に上昇していることが、開示されたデータから明らかになっている。

やどかりの里において、昨年度から取り組み始めた、「障害年金を受給していないやどかりの里登録者の生活実態に関する調査」においては、調査協力者80名の内、障害年金の請求をしたが、不支給になった人は約10%いた。また中には、これまで障害年金を受給していたが、更新手続きの際に、障害の状態が基準に該当し

ないなどの理由で、障害の状態や生活状況などに変化がないにも関わらず、月額約6万5千円の障害基礎年金(2級)が支給されなくなってしまった人もいる。

所得の問題は今の生活やこれからの人生に与える影響も大きい。現在障害年金を受給しながら生計を立てているやどかりの里メンバーからは、「もし障害年金がもらえなくなったら、どのように暮らしていったらいいのだろうか」「働く時間を増やしていくことを目標にしてきたが、働く時間が増えると年金がもらえなくなってしまうのではないかと生活していけないので、働く時間を増やさない方がいいのか」「通院時の医療費などを自分の年金から支払ってきたが、年金がなくなると家族に負担をかけることになってしまう」など、様々な不安の声も挙がっている。

障害年金の出し渋りが疑われるようなこの地域間格差の問題について、日本年金機構は実態調査を始め、11月には最終結果をまとめ、判定のばらつきを是正する方針という。

判定の地域間格差をなくすことはもちろんのこと、障害者権利条約第28条「相当な生活水準及び社会的な保障」等の実現のためには、障害のある人が障害年金を受給しながら自分なりの生活や将来の展望が描けるような制度であることが必要である。この見直しの行方を注意深く見ていかなければならない。